

里親 制度を知っていますか

「里親」制度は、何らかの理由で家庭で暮らすことができない子どもたちを、自らの家庭に迎え養育する、法律に定められた児童福祉の制度です。

子どもにとってよりよい家庭を提供するためには、里親の数が増え、子どもの選択肢が増えることが必要です。

そのため、児童相談所では、里親になっていただける方を増やす取り組みを進めています。

里親になるためには、法律で定められた研修の受講と、児童相談所が行う家庭訪問等の調査などの、登録のための手続きが必要です。

里親制度に関心をお持ちの方は、ぜひ児童相談所へお問い合わせください。

お問い合わせ先はこちら！

新潟県長岡児童相談所

電話 0258-35-8500

(里親担当：水品、三富、横田)

里親の種類

「養育里親」～保護者がいない子ども、保護者が養育することができない子どもを一定期間預かって養育する里親

「養子縁組里親」～養子縁組によって養親となることを希望する里親

「親族里親」～親族が保護者に代わり子を養育する里親

「専門里親」～里親として3年以上の養育経験がある方がさらに研修を受けて認定される里親

*「養育里親」と「養子縁組里親」は同時に登録することが可能です。

里親登録までの流れ

